

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	千葉県厚生農業協同組合連合会 代表理事長 松元 善一 千葉県千葉市中央区新千葉3丁目2番6号
工事等の名称	松戸市国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者健康診査（集団健診）業務委託
工事等の場所	松戸市が指定するところ
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	松戸市国民健康保険特定健康診査（集団健診） 受診者1名につき6,500円 後期高齢者健康診査（集団健診） 受診者1名につき6,500円 （消費税及び地方消費税の額を除く）
工事等の概要	松戸市国民健康保険に加入している年度末年齢40歳から74歳の者及び千葉県後期高齢者医療制度に加入している者に対する特定健康診査及び後期高齢者健康診査（集団健診）の実施に関する業務委託。
随意契約の理由	高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健康診査は保険者の義務として、また後期高齢者健康診査は努力義務として定められています。これらの健診を実施する際には、受診機会を増やして被保険者の利便性を図ることが必要です。 また、集団健診業務を委託する際には、健診に必要な検査機器及び専門の医療スタッフを確保し、適正な精度管理を行えることが契約相手方に求められる条件となります。 千葉県厚生農業協同組合連合会は、県内の農業協同組合（JA）が会員となり設立された組織で、健康管理事業を活動の中心としています。JA各支店を巡回して組合員への各種健診（検診）業務を行うことで、受診者の利便性を図り、併せて結果判定、精度管理において統一した基準を確保しており、過去に松戸市が締結した集団健診業務委託契約においても、誠実かつ確実に業務を履行しております。

	以上のことから、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴取の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、千葉県厚生農業協同組合連合会を選定するものです
--	---